

本学では、男女共同参画の観点に立ち、研究者本人又は配偶者の妊娠中や出産後、親族の介護や病气看護に携わる学内研究者の一時支援を平成 22 年度から開始しました。平成 27 年度(前期:4 月~9 月)の一時支援の募集は平成 27 年 2 月末に終了しましたが、応募期間を過ぎてから支援の必要が生じた又は急遽支援の必要が生じた場合の募集を行います。平成 27 年度(4~9 月)の支援対象者を下記のとおり募集します。

(1) 支援対象者要件

- ① 本学に所属する常勤の教員であること(性別不問、任期付き教員を含む)
- ② 申請時に以下の 1)~6)のいずれかにあてはまること
  - 1) 親族(配偶者及び 2 親等まで)を介護中であること(要介護段階が「要支援」または「要介護 1~5」)
  - 2) 親族(配偶者及び 2 親等まで)を病气看護中であること
  - 3) 妊娠中(本人または配偶者)
  - 4) 産後休暇明け(育児休業を取得しない場合、本人または配偶者の産後休暇明けから 3 年以内)
  - 5) 育児休業明け(本人または配偶者の育児休業明けから 3 年以内)
  - 6) 上記 1)~5)以外で、特に支援が必要な状況であること。

(2) 支援期間

- ・平成 27 年 4 月から平成 27 年 9 月までの期間中、連続的な 6 か月以内とする  
(ただし、途中で支援要件に該当しなくなった場合、支援が受けられるのは要件に該当しなくなった月の翌月までとします)

(3) 支援内容とその範囲

- ・採択予定人数は若干名とし、募集は平成 27 年 4 月から平成 27 年 9 月までの間随時行う。ただし、予算に限りがあるため、採用予定人数や支援時間を変更・制限することがある
- ・被支援者の教育・研究活動を技術的・事務的に支援するための補助者(外部委託、アルバイトなど)への謝金として使用できる
- ・補助者の任用は任用開始後から平成 27 年 9 月までの必要な期間とし、週 12 時間を上限とする
- ・補助者への交通費は支給しない
- ・補助者は原則として被支援者が探すこと  
(ただし、見つからないときはグローバルリーダーシップ研究所が相談を受けます)
- ・これまでに一時支援を受けた研究者も応募できる

(4) 提出書類

- ① 申請書(PDF/Word)
- ② 支援対象者要件(1)の②を証明する書類等の写し  
(介護段階を証明する書類、出産予定日が分かるもの、産前・産後休暇や育児休業期間、親族の病气看護中であることを証明する書類(診断書等)の写し)
- ③ 支援対象者要件 6)により申請を行う場合、その理由を証明する文書等を添付してもよい。

(5) 提出先

お茶の水女子大学 企画戦略課(男女共同参画推進担当)係(本館 1 階 117 室)

但し、封筒に「学内研究者に対する一時支援応募書類在中」と朱記し、宛先は「お茶の水女子大学 副学長 宛」とすること。

(6) 審査

提出された書類を基に、審査委員会による審査を経て支援の可否を決定する。

審査結果は、書類提出後 1 週間をめどに申請書に記載された連絡先へ連絡する。

(7) 問合せ先

〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1

お茶の水女子大学 企画戦略課課長(広報担当) 柴田 正造

TEL : 03-5978-5104 E-mail : danjo@cc.ocha.ac.jp